

第104回定時株主総会招集ご通知 交付書面への記載を省略した事項

- ① 事業報告
「当行の新株予約権等に関する事項」… 1頁
- ② 計算書類
「株主資本等変動計算書」…………… 4頁
「個別注記表」…………… 5頁
- ③ 連結計算書類
「連結株主資本等変動計算書」…………… 15頁
「連結注記表」…………… 16頁

〔 2025年4月 1 日から
2026年3月31日まで 〕

上記事項につきましては、法令及び当行定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様
に対して交付する書面には記載しておりません。

当行の新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外役員を除く)	① 名称：株式会社千葉興業銀行 第1回新株予約権 ② 新株予約権の数：53個 ③ 目的となる株式の種類及び数：普通株式 5,300株 ④ 新株予約権の行使期間：2014年7月15日から 2044年7月14日まで ⑤ 権利行使価格（1株当たり）：1円	2人
社外取締役	—	—
監査役	—	—

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外役員を除く)	① 名称：株式会社千葉興業銀行 第2回新株予約権 ② 新株予約権の数：55個 ③ 目的となる株式の種類及び数：普通株式 5,500株 ④ 新株予約権の行使期間：2015年8月5日から 2045年8月4日まで ⑤ 権利行使価格（1株当たり）：1円	3人
社外取締役	—	—
監査役	—	—

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外役員を除く)	① 名称：株式会社千葉興業銀行 第3回新株予約権 ② 新株予約権の数：176個 ③ 目的となる株式の種類及び数：普通株式 17,600株 ④ 新株予約権の行使期間：2016年7月22日から 2046年7月21日まで ⑤ 権利行使価格（1株当たり）：1円	4人
社外取締役	—	—
監査役	—	—

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外役員を除く)	① 名称：株式会社千葉興業銀行 第4回新株予約権 ② 新株予約権の数：170個 ③ 目的となる株式の種類及び数：普通株式 17,000株 ④ 新株予約権の行使期間：2017年7月22日から 2047年7月21日まで ⑤ 権利行使価格（1株当たり）：1円	5人
社外取締役	—	—
監査役	—	—

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外役員を除く)	① 名称：株式会社千葉興業銀行 第5回新株予約権 ② 新株予約権の数：194個 ③ 目的となる株式の種類及び数：普通株式 19,400株 ④ 新株予約権の行使期間：2018年7月21日から 2048年7月20日まで ⑤ 権利行使価格（1株当たり）：1円	5人
社外取締役	—	—
監査役	—	—

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外役員を除く)	① 名称：株式会社千葉興業銀行 第6回新株予約権 ② 新株予約権の数：467個 ③ 目的となる株式の種類及び数：普通株式 46,700株 ④ 新株予約権の行使期間：2019年7月25日から 2049年7月24日まで ⑤ 権利行使価格（1株当たり）：1円	5人
社外取締役	—	—
監査役	—	—

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外役員を除く)	① 名称：株式会社千葉興業銀行 第8回新株予約権 ② 新株予約権の数：549個 ③ 目的となる株式の種類及び数：普通株式 54,900株 ④ 新株予約権の行使期間：2020年7月23日から 2050年7月22日まで ⑤ 権利行使価格（1株当たり）：1円	5人
社外取締役	—	—
監査役	—	—

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外役員を除く)	① 名称：株式会社千葉興業銀行 第9回新株予約権 ② 新株予約権の数：508個 ③ 目的となる株式の種類及び数：普通株式 50,800株 ④ 新株予約権の行使期間：2021年7月21日から 2051年7月20日まで ⑤ 権利行使価格（1株当たり）：1円	5人
社外取締役	—	—
監査役	—	—

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外役員を除く)	① 名称：株式会社千葉興業銀行 第10回新株予約権 ② 新株予約権の数：549個 ③ 目的となる株式の種類及び数：普通株式 54,900株 ④ 新株予約権の行使期間：2022年7月22日から 2052年7月21日まで ⑤ 権利行使価格（1株当たり）：1円	5人
社外取締役	—	—
監査役	—	—

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外役員を除く)	① 名称：株式会社千葉興業銀行 第11回新株予約権 ② 新株予約権の数：217個 ③ 目的となる株式の種類及び数：普通株式 21,700株 ④ 新株予約権の行使期間：2023年7月25日から 2053年7月24日まで ⑤ 権利行使価格（1株当たり）：1円	5人
社外取締役	—	—
監査役	—	—

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外役員を除く)	① 名称：株式会社千葉興業銀行 第12回新株予約権 ② 新株予約権の数：124個 ③ 目的となる株式の種類及び数：普通株式 12,400株 ④ 新株予約権の行使期間：2024年7月25日から 2054年7月24日まで ⑤ 権利行使価格（1株当たり）：1円	5人
社外取締役	—	—
監査役	—	—

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外役員を除く)	① 名称：株式会社千葉興業銀行 第13回新株予約権 ② 新株予約権の数：108個 ③ 目的となる株式の種類及び数：普通株式 10,800株 ④ 新株予約権の行使期間：2025年7月25日から 2055年7月24日まで ⑤ 権利行使価格（1株当たり）：1円	5人
社外取締役	—	—
監査役	—	—

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を交付した者の人数
執行役員	① 名称：株式会社千葉興業銀行 第13回新株予約権 ② 新株予約権の数：179個 ③ 目的となる株式の種類及び数：普通株式 17,900株 ④ 新株予約権の行使期間：2025年7月25日から 2055年7月24日まで ⑤ 権利行使価格（1株当たり）：1円	16人
使用人	—	—
子会社及び子法人等の 会社役員及び使用人	—	—

第104期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	62,120	6,971	—	6,971	7,414	84,449	91,863	△ 2,326	158,628
当期変動額									
剰余金の配当					273	△ 1,641	△ 1,367		△ 1,367
当期純利益						8,605	8,605		8,605
自己株式の取得								△ 2,003	△ 2,003
自己株式の処分			△ 8	△ 8				57	48
自己株式の消却			△ 2,000	△ 2,000				2,000	—
利益剰余金から資本剰余金への振替			2,008	2,008		△ 2,008	△ 2,008		—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	—	—	—	—	273	4,955	5,229	53	5,282
当期末残高	62,120	6,971	—	6,971	7,687	89,405	97,093	△ 2,273	163,911

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
当期首残高	8,284	578	8,862	173	167,665
当期変動額					
剰余金の配当					△ 1,367
当期純利益					8,605
自己株式の取得					△ 2,003
自己株式の処分					48
自己株式の消却					—
利益剰余金から資本剰余金への振替					—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	10,211	△ 578	9,632	7	9,640
当期変動額合計	10,211	△ 578	9,632	7	14,922
当期末残高	18,495	—	18,495	181	182,587

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	15年～50年
その他	3年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

（会計上の見積りの変更）

（耐用年数の変更）

当行が保有するソフトウェアについては、耐用年数を利用可能期間（主として5年）として減価償却を行っておりますが、一部のソフトウェアにおいてシステム更改を決定したことに伴い、当該ソフトウェアの耐用年数を短縮し、将来にわたり変更しております。

この結果、当事業年度の経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ19百万円減少しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び今後の管理に注意を要する債務者で債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額が一定額以上の債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法（DCF法））により計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は6,132百万円であります。

(2) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から損益処理

(3) 株式給付引当金

株式給付引当金は、株式給付規程に基づく従業員への当行株式の交付等に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額を計上しております。

(4) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

7. 収益の計上方法

顧客との契約から生じる収益の計上基準

顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務は、金融サービスに係る役務の提供であり、主に約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

8. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、個別ヘッジによる繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、ヘッジ手段とヘッジ対象を一体管理するとともに、ヘッジ手段によってヘッジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを検証することで評価しております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

9. 消費税等の会計処理

有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

10. 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

投資信託の解約及び償還に伴う差損益について、取引ごとに益の場合は「有価証券利息配当金」に計上し、損の場合は「国債等債券償還損」に計上しております。

重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金

1. 当事業年度に係る計算書類に計上した額

貸倒引当金 5,307 百万円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

(1) 算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「重要な会計方針」「6. 引当金の計上基準」「(1) 貸倒引当金」に記載しております。

(2) 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」及び「キャッシュ・フロー見積法 (DCF 法) における将来キャッシュ・フロー」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。また、「キャッシュ・フロー見積法 (DCF 法) における将来キャッシュ・フロー」は、各債務者の債務返済能力等を個別に評価し、設定しております。

(3) 翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

追加情報

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

当行は、従業員に対して自社の株式を給付するインセンティブプラン「株式給付信託」制度を導入しております。

1. 取引の概要

本制度の導入に際し、当行が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当行の従業員に対し当行株式を給付する仕組みであります。

当行は、従業員に対し個人の貢献度等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当行株式を給付します。従業員が当行株式の給付を受ける時期は、原則として退職時となります。従業員に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理します。

2. 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当行株式を、信託における帳簿価額 (付随費用の金額を除く。) により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、1,108 百万円、2,045 千株であります。

(第二種優先株式、第2回第六種優先株式及び第2回第七種優先株式についての自己株式取得)

当行は、2026年3月25日開催の取締役会において、第二種優先株式、第2回第六種優先株式及び第2回第七種優先株式につき、会社法第459条第1項及び当行定款第16条第2項の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議しました。

1. 自己株式の取得を行う理由

当行は、株式会社千葉銀行との共同株式移転により、共同持株会社「株式会社ちばフィナンシャルグループ」を2027年4月1日に設立することを2026年3月25日開催の取締役会で決議し、最終契約を締結しております。

本株式移転の効力発生日までに、2026年4月1日付で取得・消却した第1回第七種優先株式に加え、その他の優先株式についても自己株式の取得を行うことといたしました。これは、本株式移転に向けた資本構成の整理を図るためです。

本株式移転後、当行と株式会社千葉銀行では、増資その他の方法による共同持株会社を通じた資本支援のあり方について検討する予定であり、当行が業務運営を適切に行っていくために必要と想定しております8%以上の資本水準を確保できるよう努めてまいります。

2. 取得に係る事項の内容

(1) 第二種優先株式

① 取得対象株式の種類	第二種優先株式
② 取得する株式の総数	1,500,000株(上限)
③ 株式の取得対価の内容	金銭
④ 1株当たりの取得価額	4,000円
⑤ 株式の取得価額の総額	6,000,000,000円(上限)
⑥ 株式の取得の方法	全第二種優先株主に対して通知又は公告して行う第二種優先株主との合意による有償取得
⑦ 取得することができる期間	2026年7月1日から2027年1月31日まで

(2) 第2回第六種優先株式

① 取得対象株式の種類	第2回第六種優先株式
② 取得する株式の総数	301,000株(上限)
③ 株式の取得対価の内容	金銭
④ 1株当たりの取得価額	第2回第六種優先株式1株当たりの払込金額相当額20,000円に第2回第六種優先株式にかかる経過優先期末配当金相当額(2026年4月1日(同日を含む。))から取得日(同日を含む。))までの日数に、第2回第六種優先株式1株当たりの優先期末配当金300円を乗じた金額を365で除して得られる額(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切上げる)を加えた額
⑤ 株式の取得価額の総額	6,095,704,510円(上限)
⑥ 株式の取得の方法	全第2回第六種優先株主に対して通知又は公告して行う第2回第六種優先株主との合意による有償取得
⑦ 取得することができる期間	2026年7月1日から2027年1月31日まで

(3) 第2回第七種優先株式

① 取得対象株式の種類	第2回第七種優先株式
② 取得する株式の総数	4,723株(上限)
③ 株式の取得対価の内容	金銭
④ 1株当たりの取得価額	第2回第七種優先株式1株当たりの払込金額相当額500,000円に第2回第七種優先株式にかかる経過優先期末配当金相当額(2026年4月1日(同日を含む。))から取得日(同日を含む。))までの日数に、第2回第七種優先株式1株当たりの優先期末配当金9,000円を乗じた金額を365で除して得られる額(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切上げる)を加えた額
⑤ 株式の取得価額の総額	2,397,136,027円(上限)
⑥ 株式の取得の方法	全第2回第七種優先株主に対して通知又は公告して行う第2回第七種優先株主との合意による有償取得
⑦ 取得することができる期間	2026年7月1日から2027年1月31日まで

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額 755百万円
2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	3,523 百万円
危険債権額	26,046 百万円
三月以上延滞債権額	一百万円
貸出条件緩和債権額	5,320 百万円
合計額	34,891 百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

3. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第 24 号 2022 年 3 月 17 日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、1,934 百万円であります。

4. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	90,006 百万円
担保資産に対応する債務	
預 金	356 百万円
借 用 金	27,000 百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券 10,645 百万円及びその他の資産 6 百万円を差し入れております。

また、その他の資産には、保証金 1,071 百万円が含まれております。

5. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、479,937 百万円であります。このうち契約残存期間が 1 年以内のものが 420,707 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

6. 有形固定資産の減価償却累計額 23,372 百万円

7. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第 2 条第 3 項）による社債に対する当行の保証債務の額は 17,211 百万円であります。

8. 関係会社に対する金銭債権総額 3,623 百万円

9. 関係会社に対する金銭債務総額 2,184 百万円

10. 銀行法第 18 条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。

剰余金の配当をする場合には、会社法第 445 条第 4 項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に 5 分の 1 を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しております。

当事業年度における当該剰余金の配当に係る利益準備金の計上額は、273 百万円であります。

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額	35 百万円
役員取引等に係る収益総額	9 百万円
その他業務・その他経常取引に係る収益総額	24 百万円
その他の取引に係る収益総額	－百万円

関係会社との取引による費用

資金調達取引に係る費用総額	4 百万円
役員取引等に係る費用総額	－百万円
その他業務・その他経常取引に係る費用総額	－百万円
その他の取引に係る費用総額	1,297 百万円

2. 関連当事者との取引

役員及び個人主要株主等

種 類	会社等の名称 又は氏名	議決権の所有(被所 有)割合 (%)	関連当事者との関 係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科 目	期 末 残 高 (百万円)
役員及 びその 近親者	田中 啓之	被所有 0.0	当行取締役	資金の貸付 (注1)	126 (注2)	貸出金	122

(注1) 取引条件及び取引の決定方針等

取引条件については、一般の取引先と同様に決定しております。

(注2) 取引金額は、平均残高を記載しております。

(株主資本等変動計算書関係)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度期 首株式数	当事業年度増 加株式数	当事業年度減 少株式数	当事業年度末 株式数	摘 要
自己株式					
普通株式	4,932	1	125	4,808	(注1、2)
第二種優先株式	－	500	500	－	(注3)
第2回第七種優先株式	0	0	－	0	(注4)
合 計	4,932	501	625	4,808	

(注1) 普通株式の自己株式の株式数には、株式給付信託が保有する当行株式(当事業年度期首 2,081 千株、当事業年度末 2,045 千株)が含まれております。

(注2) 普通株式の自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加であります。また、自己株式の株式数の減少は、ストック・オプションの権利行使による減少 89 千株及び株式給付信託の給付による減少 36 千株であります。

(注3) 第二種優先株式の自己株式の増加及び減少は、2025 年 10 月の自己株式取得及び消却に伴うものであります。

(注4) 第2回第七種優先株式の自己株式の増加は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。

1. 売買目的有価証券 (2026年3月31日現在)

	当事業年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	△ 1

2. 満期保有目的の債券 (2026年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が貸借対照表 計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	1,188	1,194	6
	その他	—	—	—
	小計	1,188	1,194	6
時価が貸借対照表 計上額を超えないもの	国債	96,429	81,590	△ 14,839
	地方債	—	—	—
	社債	16,023	15,799	△ 223
	その他	—	—	—
	小計	112,453	97,390	△ 15,063
合計		113,641	98,585	△ 15,056

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 (2026年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社・子法人等株式	—	—	—
関連法人等株式	—	—	—
合計	—	—	—

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式	563
関連法人等株式	—

4. その他有価証券 (2026年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額 が取得原価を超え るもの	株式	47,189	11,179	36,010
	債券	907	907	0
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	907	907	0
	その他	60,534	55,319	5,214
	小計	108,631	67,406	41,225
貸借対照表計上額 が取得原価を超え ないもの	株式	825	878	△ 52
	債券	260,647	270,794	△ 10,147
	国債	60,433	61,318	△ 885
	地方債	110,934	117,985	△ 7,051
	社債	89,279	91,489	△ 2,210
	その他	102,296	107,080	△ 4,784
	小計	363,769	378,753	△ 14,983
合計		472,401	446,159	26,241

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額

	貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	2,493
組合出資金	1,640

組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

5. 当事業年度中に売却したその他有価証券 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	5,650	2,532	227
債券	24,576	1,009	5,016
国債	7,151	1,009	1,872
地方債	17,424	—	3,144
社債	—	—	—
その他	63,233	3,535	111
合計	93,461	7,078	5,355

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	2,909 百万円
有価証券評価損	770
退職給付引当金	632
減価償却	135
その他	1,563
繰延税金資産小計	6,011
評価性引当額	△ 2,714
繰延税金資産合計	3,297
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	7,746
繰延税金負債合計	7,746
繰延税金負債の純額	4,449 百万円

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	2,494 円 66 銭
1株当たりの当期純利益金額	137 円 40 銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	105 円 44 銭

(注) 株主資本において自己株式として計上されている株式報酬制度に係る信託が保有する当行株式は、1株当たりの純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めており、また、1株当たりの当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

1株当たりの純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は2,045千株であり、1株当たりの当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は2,059千株であります。

(企業結合等関係)

(当行と株式会社千葉銀行との経営統合について)

当行と株式会社千葉銀行(取締役頭取 米本 努、以下「千葉銀行」といい、当行と千葉銀行を併せ、以下「両行」といいます。)は、2025年9月29日に両行間で合意した基本合意書に基づき、両行の経営統合について協議を進めてまいりましたが、2026年3月25日に開催したそれぞれの取締役会において、両行の株主総会の承認及び関係当局の認可等を得られることを前提として、共同株式移転の方式により2027年4月1日をもって両行の完全親会社となる「株式会社ちばフィナンシャルグループ」(以下「共同持株会社」といいます。)を設立すること(以下「本株式移転」といいます。)、並びに共同持株会社の概要及び本株式移転の条件等について決議し、同日、両行間で経営統合契約書を締結いたしました。

その内容につきましては、連結「注記事項」(企業結合等関係)に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(共通支配下の取引等)

子会社株式の追加取得

連結「注記事項」(企業結合等関係)に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

(第1回第七種優先株式の取得及び消却)

当行は、2026年2月10日開催の取締役会において、第1回第七種優先株式について、金銭対価による取得条項を行使し第1回第七種優先株式の全部を取得すること、及び会社法第178条の規定に基づき第1回第七種優先株式全部の自己株式の消却を行うことを決議し、2026年4月1日に実施しております。

1. 第1回第七種優先株式の取得及び消却を行う理由

当行は、2022年1月に公表しました長期財務基盤戦略において、2026年度末までに優先株式発行比率を30%未満に縮減することを表明し、その後着実に優先株式残高を削減することで、当該計画を前倒しで達成しております。そして、当行は、足元の業績が順調に推移していること、また、当行が安定的な自己資本比率の維持として考えております8%台の水準を上回っていることなどから、引き続き優先株式の縮減を進め、2027年度末までに優先株式発行比率を20%未満に縮減することを目指しております。

当行は、2026年3月25日開催の取締役会において、当行及び株式会社千葉銀行の株主総会の承認及び関係当局の認可等を得られることを前提として、共同株式移転の方式により2027年4月1日をもって両行の完全親会社となる「株式会社ちばフィナンシャルグループ」を設立すること（以下「本株式移転」といいます。）、並びに共同持株会社の概要及び本株式移転の条件等について決議しており、上記目標を前倒しで達成するために、今般第1回第七種優先株式を全部取得いたしました。

2. 取得及び消却対象株式の種類	第1回第七種優先株式
3. 取得及び消却対象株式の総数	481,500株
4. 株式の取得価額の総額	24,076,189,305円
5. 取得方法	全第1回第七種優先株主に対する通知にて行う金銭を対価とする取得条項の行使による取得
6. 取得及び消却日	2026年4月1日

第104期（2025年4月1日から）連結株主資本等変動計算書
2026年3月31日まで

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	62,120	6,971	92,183	△ 2,326	158,948
当期変動額					
剰余金の配当			△ 1,367		△ 1,367
親会社株主に帰属する 当期純利益			8,612		8,612
自己株式の取得				△ 2,003	△ 2,003
自己株式の処分		△ 8		57	48
自己株式の消却		△ 2,000		2,000	—
連結子会社株式の取得による 持分の増減		3,852			3,852
利益剰余金から資本剰余金 への振替		2,008	△ 2,008		—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	3,852	5,236	53	9,141
当期末残高	62,120	10,824	97,419	△ 2,273	168,090

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利 益累計額合計			
当期首残高	8,345	578	2,107	11,031	173	4,636	174,790
当期変動額							
剰余金の配当							△ 1,367
親会社株主に帰属する 当期純利益							8,612
自己株式の取得							△ 2,003
自己株式の処分							48
自己株式の消却							—
連結子会社株式の取得による 持分の増減							3,852
利益剰余金から資本剰余金 への振替							—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	11,154	△ 578	2,934	13,509	7	△ 4,636	8,880
当期変動額合計	11,154	△ 578	2,934	13,509	7	△ 4,636	18,022
当期末残高	19,499	—	5,041	24,540	181	—	192,812

連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。また、子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

連結計算書類の作成方針

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結される子会社及び子法人等 4社

会社名 千葉総合リース株式会社

ちば興銀コンピュータソフト株式会社

株式会社ちばくる

株式会社ちば興銀キャピタルパートナーズ

(2) 非連結の子会社及び子法人等 1社

会社名 ちば興銀キャピタルパートナーズ第1号投資事業有限責任組合

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

(2) 持分法適用の関連法人等

該当ありません。

(3) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等 1社

会社名 ちば興銀キャピタルパートナーズ第1号投資事業有限責任組合

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

(4) 持分法非適用の関連法人等

該当ありません。

(5) 他の会社等の議決権の100分の20以上、100分の50以下を自己の計算において所有しているにもかかわらず関連会社としなかった当該他の会社等 2社

会社名 三陽メディア株式会社

株式会社フォーラム商事

投資事業等を営む非連結子会社が、投資育成を図りキャピタルゲイン獲得を目的とする営業取引として出資したものであり、傘下に入れる目的ではないことから、関連会社として取り扱っておりません。

3. 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社及び子法人等4社の決算日は親会社と同一であります。

会計方針に関する事項

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、定率法（ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	15年～50年
その他	3年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

（会計上の見積りの変更）

（耐用年数の変更）

当行が保有するソフトウェアについては、耐用年数を利用可能期間（主として5年）として減価償却を行っておりますが、一部のソフトウェアにおいてシステム更改を決定したことに伴い、当該ソフトウェアの耐用年数を短縮し、将来にわたり変更しております。

この結果、当連結会計年度の経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ19百万円減少しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び今後の管理に注意を要する債務者で債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額が一定額以上の債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法（DCF法））により計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は6,132百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

6. 役員退職慰労引当金の計上基準

連結される子会社及び子法人等の役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

7. 株式給付引当金の計上基準

株式給付引当金は、株式給付規程に基づく従業員への当行株式の交付等に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額を計上しております。

8. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

9. 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から損益処理

なお、連結される子会社及び子法人等は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

10. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

11. 収益の計上方法

(1) ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(2) 顧客との契約から生じる収益の計上基準

顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務は、金融サービスに係る役務の提供であり、主に約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

12. 重要なヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、個別ヘッジによる繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、ヘッジ手段とヘッジ対象を一体管理するとともに、ヘッジ手段によってヘッジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを検証することで評価しております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

13. 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

投資信託の解約及び償還に伴う差損益について、取引ごとに益の場合は「有価証券利息配当金」に計上し、損の場合は「その他業務費用」中の国債等債券償還損に計上しております。

未適用の会計基準等

「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）

「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）等

1. 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手のすべてのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号のすべての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡潔で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを計算書類に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS 第 16 号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、すべてのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

2. 適用予定日

当行は、当該会計基準等を 2027 年 4 月 1 日に開始する連結会計年度の期首から適用する予定であります。

3. 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による影響は、評価中であります。

「金融商品会計に関する実務指針」（改正移管指針第 9 号 2025 年 3 月 11 日 企業会計基準委員会）

1. 概要

企業会計基準委員会において、ベンチャーキャピタルファンドに相当する組合等の構成資産である市場価格のない株式を中心とする範囲に限定し、上場企業等が保有するベンチャーキャピタルファンドの出資持分に係る会計上の取扱いの見直しを目的として会計基準の開発が行われ、改正移管指針第 9 号「金融商品会計に関する実務指針」が公表されました。

これにより、一定の要件を満たす組合等への出資は、当該組合等の構成資産に含まれるすべての市場価格のない株式（出資者である企業の子会社・子法人等株式及び関連法人等株式を除く。）について時価をもって評価し、組合等への出資者の会計処理の基礎とすることができるとし、この場合、評価差額の持分相当額は純資産の部に計上するほか、当該市場価格のない株式については、時価のある有価証券の減損処理に関する定めに従って減損処理を行い、組合等への出資者の会計処理の基礎とすることとなります。

2. 適用予定日

当行は、当該会計基準等を 2026 年 4 月 1 日に開始する連結会計年度の期首から適用する予定であります。

3. 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による影響は、評価中であります。

重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金

1. 当連結会計年度に係る連結計算書類に計上した額

貸倒引当金 5,796 百万円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

(1) 算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「会計方針に関する事項」「5. 貸倒引当金の計上基準」に記載しております。

(2) 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」及び「キャッシュ・フロー見積法 (DCF 法) における将来キャッシュ・フロー」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。また、「キャッシュ・フロー見積法 (DCF 法) における将来キャッシュ・フロー」は、各債務者の債務返済能力等を個別に評価し、設定しております。

(3) 翌連結会計年度に係る連結計算書類に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌連結会計年度に係る連結計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

追加情報

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

当行は、従業員に対して自社の株式を給付するインセンティブプラン「株式給付信託」制度を導入しております。

1. 取引の概要

本制度の導入に際し、当行が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当行の従業員に対し当行株式を給付する仕組みであります。

当行は、従業員に対し個人の貢献度等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当行株式を給付します。従業員が当行株式の給付を受ける時期は、原則として退職時となります。従業員に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理します。

2. 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当行株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、1,108百万円、2,045千株であります。

(第二種優先株式、第2回第六種優先株式及び第2回第七種優先株式についての自己株式取得)

当行は、2026年3月25日開催の取締役会において、第二種優先株式、第2回第六種優先株式及び第2回第七種優先株式につき、会社法第459条第1項及び当行定款第16条第2項の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議しました。

1. 自己株式の取得を行う理由

当行は、株式会社千葉銀行との共同株式移転により、共同持株会社「株式会社ちばフィナンシャルグループ」を2027年4月1日に設立することを2026年3月25日開催の取締役会で決議し、最終契約を締結しております。

本株式移転の効力発生日までに、2026年4月1日付で取得・消却した第1回第七種優先株式に加え、その他の優先株式についても自己株式の取得を行うことといたしました。これは、本株式移転に向けた資本構成の整理を図るためです。

本株式移転後、当行と株式会社千葉銀行では、増資その他の方法による共同持株会社を通じた資本支援のあり方について検討する予定であり、当行が業務運営を適切に行っていくために必要と想定しております8%以上の資本水準を確保できるよう努めてまいります。

2. 取得に係る事項の内容

(1) 第二種優先株式

① 取得対象株式の種類	第二種優先株式
② 取得する株式の総数	1,500,000株(上限)
③ 株式の取得対価の内容	金銭
④ 1株当たりの取得価額	4,000円
⑤ 株式の取得価額の総額	6,000,000,000円(上限)
⑥ 株式の取得の方法	全第二種優先株主に対して通知又は公告して行う第二種優先株主との合意による有償取得
⑦ 取得することができる期間	2026年7月1日から2027年1月31日まで

(2) 第2回第六種優先株式

① 取得対象株式の種類	第2回第六種優先株式
② 取得する株式の総数	301,000株(上限)
③ 株式の取得対価の内容	金銭
④ 1株当たりの取得価額	第2回第六種優先株式1株当たりの払込金額相当額20,000円に第2回第六種優先株式にかかる経過優先期末配当金相当額(2026年4月1日(同日を含む。))から取得日(同日を含む。))までの日数に、第2回第六種優先株式1株当たりの優先期末配当金300円を乗じた金額を365で除して得られる額(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切上げる))を加えた額
⑤ 株式の取得価額の総額	6,095,704,510円(上限)
⑥ 株式の取得の方法	全第2回第六種優先株主に対して通知又は公告して行う第2回第六種優先株主との合意による有償取得
⑦ 取得することができる期間	2026年7月1日から2027年1月31日まで

(3) 第2回第七種優先株式

① 取得対象株式の種類	第2回第七種優先株式
② 取得する株式の総数	4,723株(上限)
③ 株式の取得対価の内容	金銭
④ 1株当たりの取得価額	第2回第七種優先株式1株当たりの払込金額相当額500,000円に第2回第七種優先株式にかかる経過優先期末配当金相当額(2026年4月1日(同日を含む。))から取得日(同日を含む。))までの日数に、第2回第七種優先株式1株当たりの優先期末配当金9,000円を乗じた金額を365で除して得られる額(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切上げる)を加えた額
⑤ 株式の取得価額の総額	2,397,136,027円(上限)
⑥ 株式の取得の方法	全第2回第七種優先株主に対して通知又は公告して行う第2回第七種優先株主との合意による有償取得
⑦ 取得することができる期間	2026年7月1日から2027年1月31日まで

注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額(連結子会社及び連結子法人等の株式及び出資金を除く) 193百万円
2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸借契約によるものに限る。)であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	3,523百万円
危険債権額	26,046百万円
三月以上延滞債権額	一百万円
貸出条件緩和債権額	5,320百万円
合計額	34,891百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

3. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、1,934百万円であります。
4. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	90,006百万円

担保資産に対応する債務

預 金	356 百万円
借 用 金	27,000 百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券 10,645 百万円及びその他資産 6 百万円を差し入れております。

また、その他資産には、先物取引差入証拠金 9 百万円及び保証金 1,101 百万円が含まれております。

5. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、479,937 百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが 420,707 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

6. 有形固定資産の減価償却累計額 23,945 百万円

7. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は 17,211 百万円であります。

(連結損益計算書関係)

「その他の経常費用」には、貸出金償却 851 百万円を含んでおります。

(連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 期末株式数	摘 要
発行済株式					
普通株式	62,222	—	—	62,222	
第二種優先株式	2,000	—	500	1,500	(注1)
第2回第六種優先株式	301	—	—	301	
第1回第七種優先株式	481	—	—	481	
第2回第七種優先株式	4	—	—	4	
合 計	65,009	—	500	64,509	
自己株式					
普通株式	4,932	1	125	4,808	(注2、3)
第二種優先株式	—	500	500	—	(注4)
第2回第七種優先株式	0	0	—	0	(注5)
合 計	4,932	501	625	4,808	

(注1) 第二種優先株式の発行済株式の減少は、2025年10月の自己株式消却による減少であります。

(注2) 普通株式の自己株式の株式数には、株式給付信託が保有する当行株式（当連結会計年度期首 2,081 千株、当連結会計年度末 2,045 千株）が含まれております。

(注3) 普通株式の自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加であります。また、自己株式の株式数の減少は、ストック・オプションの権利行使による減少 89 千株及び株式給付信託の給付による減少 36 千株であります。

(注4) 第二種優先株式の自己株式の増加及び減少は、2025年10月の自己株式取得及び消却に伴うものであります。

(注5) 第2回第七種優先株式の自己株式の増加は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高 (百万円)	摘要
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末		
当行	ストック・オプションとして の新株予約権			—		181		
	合計			—		181		

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2025年 6月26日 定時株主総会	普通株式	593百万円	10円	2025年 3月31日	2025年 6月27日
	第二種優先株式	208百万円	104円	2025年 3月31日	2025年 6月27日
	第2回第六種 優先株式	90百万円	300円	2025年 3月31日	2025年 6月27日
	第1回第七種 優先株式	433百万円	900円	2025年 3月31日	2025年 6月27日
	第2回第七種 優先株式	42百万円	9,000円	2025年 3月31日	2025年 6月27日
合計		1,367百万円			

(注) 普通株式の配当金の総額には、従業員向け株式給付信託が保有する当行株式に対する配当金20百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2026年 6月23日 定時株主総会	普通株式	594百万円	利益剰余金	10円	2026年 3月31日	2026年 6月24日
	第二種優先株式	156百万円	利益剰余金	104円	2026年 3月31日	2026年 6月24日
	第2回第六種 優先株式	90百万円	利益剰余金	300円	2026年 3月31日	2026年 6月24日
	第1回第七種 優先株式	433百万円	利益剰余金	900円	2026年 3月31日	2026年 6月24日
	第2回第七種 優先株式	42百万円	利益剰余金	9,000円	2026年 3月31日	2026年 6月24日

(注) 2026年6月23日の定時株主総会において、議案を付議する予定であります。また、普通株式の配当金の総額には、従業員向け株式給付信託が保有する当行株式に対する配当金20百万円が含まれております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、預金業務、地元中小企業への貸出業務、住宅ローンなどの各種ローン等を主要事業として認識し、地域金融機関としての金融サービス事業を展開しております。また運用の一環として有価証券投資を行っております。

このように、金利変動、元本毀損などの各種リスクが内在する金融資産及び金融負債を有していることから、当行グループはリスク管理を経営の重要課題として位置づけ、リスク管理体制を構築し、各種リスクをコントロールするため「リスク管理の方針」のもと「リスク管理統括規程」を制定し、リスクを統合的に管理する部署としてリスク統括部を設置するほか、横断的な組織としてリスク管理委員会を設置し、規程に基づいた管理を実施しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産は、主として県内の取引先及び個人に対する貸出金であり、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。その他、貸出金のうち貸出金利を固定とする約定でその期間が長期のものは金利の変動リスクにも晒されています。

また、有価証券は、主に債券、株式、投資信託であり、満期保有目的、純投資目的及び顧客向け売買目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されています。

金融負債のうち主要なものは預金ですが、そのうち定期預金で期間が長期のものは金利の変動リスクに晒されています。

デリバティブ取引は、主として金利スワップ取引及び通貨スワップ取引、為替予約取引があります。これらは、顧客の財務上のニーズにお応えするため、並びに金利・為替変動に対する当行のリスクを軽減することを目的として取り扱っております。このうち、ヘッジ目的のデリバティブ取引で、要件を満たすものについては行内規程に基づき、ヘッジ会計を適用しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当行グループは、信用リスクに関する管理諸規程に従い、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。

また、与信ポートフォリオ管理の一環である大口与信管理として、リスク統括部は、四半期ごとに「大口信用供与等規制管理規程」により大口与信先の状況等を経営へ報告しております。更にと与信集中防止の取組みとして、審査部は、「信用貸出(未保全)限度額ガイドライン」に基づき、「信用貸出(未保全)限度額ガイドライン」超過先について、経営宛に方針協議を行い、必要と判断された先については「個別与信方針検討会」を実施しております。

なお、営業部門(営業店等)や審査部門(審査部)から独立したリスク統括部が、信用リスク全体を統括管理しており、牽制が働く体制としています。

有価証券の発行体、コールローンの相手先の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、リスク統括部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当行は金利の変動リスクを管理するため、部門を横断する機関として、ALM委員会を設置しております。

金利リスクを適切にコントロールするために、「市場リスク管理規程細則」及び「市場リスク計測基準」に基づき、リスク管理部門(リスク統括部)により定期的にギャップ分析や金利感応度分析等によるモニタリングを実施し、そのモニタリング結果をALM委員会に報告・協議しております。ALM委員会では、そのモニタリング結果を元に、有効なリスク・コントロールを図るべく協議を行い、定期的に取り締役に金利リスクの状況を報告しています。

(ii) 為替リスクの管理

当行は、為替の変動リスクに関して、通貨ごとにポジション限度を定めるとともに全通貨合算ベースにてポジションがスクエアになる様、日常的にコントロールし、管理しております。

(iii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む投資商品の保有については、市場リスクに関する管理諸規程に従い、適切にコントロールされています。具体的には半期ごとに経営会議等において、自己資本等の経営体力の範囲内で、部門別・リスクカテゴリー別にリスクキャピタル配賦額や損失限度額を設定し、管理しています。当行グループが保有している株式の多くは、業務・資本提携を含む事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしており、経営陣に定期的に報告されております。

(iv) デリバティブ取引の管理

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、市場リスク管理各種規程に基づき実施、管理しております。

(v) 市場リスクに係る定量的情報

当行のリスク統括部において、「貸出金」、「有価証券」のうち市場価格のない株式等以外のもの、「預金」、「外国為替」、「デリバティブ取引」など、いずれもトレーディング目的以外である主たる金融商品に対し、バリュー・アット・リスク (V a R) を用いて市場リスク量を計測しております。

このV a Rの算定は、ヒストリカル法を採用しており、計測条件の詳細は下記のとおりとなっております。

信頼区間：99%、観測期間：5年、保有期間：「貸出金」、「預金」、「デリバティブ取引（有価証券をヘッジ対象とする取引を除く）」は240日、政策保有株式は120日、それ以外は60日。

2026年3月31日（当期の連結決算日）現在で当行グループの市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で27,089百万円であります。

また、当行グループでは、モデルが算出するV a Rと損益を比較するバックテストを実施しており、使用する計測モデルは十分な精度により市場リスクを捕捉しているものと考えております。ただし、V a Rは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③ 流動性リスクの管理

流動性リスクは、資金繰りリスクと市場流動性リスクからなります。資金繰りリスクとは、運用と調達の間隔のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスクをいいます。また、市場流動性リスクとは、市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスクをいいます。

当行は、ALM委員会を通して、経営環境、資金繰り状況、流動性確保状況等を勘案した適切な資金管理を行うとともに、日常の資金繰りは「ローンポジションの堅持」を基本方針として運営し、市場性ある有価証券の保有等、流動性の確保に努めることで、資金繰りリスクを管理しております。また、各市場取引におけるポジション限度枠を設定し、市場流動性リスクをコントロールしています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（注1）参照）。また、現金預け金及び譲渡性預金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから注記を省略しており、重要性の乏しい科目についても記載を省略しております。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 商品有価証券			
売買目的有価証券	125	125	—
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	113,641	98,585	△ 15,056
その他有価証券（*1）	474,036	474,036	—
(3) 貸出金	2,511,632		
貸倒引当金（*2）	△ 4,952		
	2,506,679	2,448,897	△ 57,782
資産計	3,094,482	3,021,644	△ 72,838
(1) 預金	3,043,848	3,044,455	607
(2) 借入金	41,622	41,473	△ 149
負債計	3,085,470	3,085,928	458
デリバティブ取引（*3）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	201	201	—
デリバティブ取引計	201	201	—

（*1）その他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

（*2）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（*3）その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

（注1）市場価格のない株式等及び組合出資金の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含まれておりません。

（単位：百万円）

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式（*1）（*2）	2,493
組合出資金（*3）	1,642

（*1）非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

（*2）当連結会計年度において、非上場株式について0百万円減損処理を行っております。

（*3）組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
有価証券						
満期保有目的の債券	6,159	7,188	3,574	8,499	24,391	63,828
其他有価証券のうち満期 があるもの	57,205	137,221	86,456	19,572	53,224	11,095
貸出金(*)	486,402	377,104	321,833	214,518	257,456	820,656
合計	549,767	521,514	411,864	242,590	335,072	895,580

(*) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない29,466百万円、期間の定めのないもの4,193百万円は含めておりません。

(注3) 社債、借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金(*)	2,910,837	119,296	13,713	—	—	—
借入金	33,344	6,576	1,701	—	—	—
合計	2,944,182	125,872	15,415	—	—	—

(*) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度(2026年3月31日)

(単位:百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
商品有価証券及び有価証券(*)				
売買目的有価証券				
国債・地方債等	—	125	—	125
其他有価証券				
国債・地方債等	60,433	110,934	—	171,367
社債	—	90,187	—	90,187
株式	49,650	—	—	49,650
その他	49,302	105,159	6,231	160,693
デリバティブ取引				
金利関連	—	996	—	996
通貨関連	—	651	—	651
資産計	159,386	308,053	6,231	473,672
デリバティブ取引				
金利関連	—	866	—	866
通貨関連	—	580	—	580
負債計	—	1,446	—	1,446

(*) 有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託は含まれておりません。第24-9項の取扱いを適用した投資信託の連結貸借対照表計上額は2,137百万円であります。

第24-9項の取扱いを適用した投資信託の期首残高から期末残高への調整表

(単位:百万円)

期首 残高	当期の損益又はその 他の包括利益		購入、売却及 び償還の純額	投資信託の基 準価額を時価 とみなすこと とした額	投資信託の基 準価額を時価 とみなさない こととした額	期末 残高	当期の損益に計上し た額のうち連結貸借 対照表日において保 有する投資信託の評 価損益
	損益に計 上	その他の 包括利益 による調 整(*)					
2,087	—	49	—	—	—	2,137	—

(*) 連結包括利益計算書は作成しておりません。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当連結会計年度 (2026年3月31日)

(単位:百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
満期保有目的の債券				
国債・地方債等	81,590	—	—	81,590
社債	—	—	16,994	16,994
貸出金	—	—	2,448,897	2,448,897
資産計	81,590	—	2,465,891	2,547,482
預金	—	3,044,455	—	3,044,455
借用金	—	41,473	—	41,473
負債計	—	3,085,928	—	3,085,928

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資 産

商品有価証券及び有価証券

商品有価証券及び有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場株式や国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債がこれに含まれます。また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

相場価格が入手できない場合には、外部ベンダー等の第三者から入手した評価価格又は将来キャッシュ・フローの現在価値技法などの評価技法を用いて時価を算定しております。評価に当たっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、TIBOR、信用スプレッド、倒産確率等が含まれます。算定に当たり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。

貸出金

貸出金のうち、変動金利及び貸出期間が短期間（1年以内）のものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価と帳簿価額が近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利による事業性貸出は、債務者の内部格付及び期間に基づく区分ごとに、保全を考慮した予想デフォルト率により算出した将来キャッシュ・フローを、リスク・フリーに近い市場利子率で割り引いて時価を算定しております。固定金利による住宅ローン及び消費者ローンは、期間に基づく区分ごとに、元利金合計額を、同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引くことにより時価を算定しております。また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。当該時価はレベル3の時価に分類しております。

負 債

預金

要求払預金について、連結決算日に要求に応じて直ちに支払うものは、その金額を時価としております。また、定期預金については、一定の期間ごとに区分して、将来キャッシュ・フローを割り引いた現在価値により時価を算定しております。割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する表示利率を用いております。なお、預入期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

借入金

借入金のうち、変動金利及び約定期間が短期間（1年以内）のものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行並びに連結される子会社及び子法人等の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

店頭取引は、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類や満期までの期間に応じて現在価値技法やブラック・ショールズ・モデル等の評価技法を利用して時価を算定しております。それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利や為替レート、ボラティリティ等であります。また、取引相手の信用リスク及び当行自身の信用リスクに基づく価格調整を行っております。観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合はレベル2の時価に分類しており、プレイン・バニラ型の金利スワップ取引、為替予約取引等が含まれます。

(注2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

(1) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益 (2026年3月31日)

(単位：百万円)

	期首 残高	当期の損益又はその 他の包括利益		購入、売却、発行 及び決済 の純額	レベル3 の時価へ の振替	レベル3 の時価か らの振替	期末 残高	当期の損益 に計上した 額のうち連 結貸借対照 表日におい て保有する 金融資産及 び金融負債 の評価損益
		損益に計 上	その他の 包括利益 による調 整 (*)					
有価証券								
その他有価証券								
その他	2,563	—	△ 331	4,000	—	—	6,231	—

(*) 連結包括利益計算書は作成しておりません。

(2) 時価の評価プロセスの説明

当行グループは財務部門及び市場バック部門において、時価の算定に関する方針及び手続を定めており、これに沿って時価を算定しております。算定された時価は、リスク管理部門において、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性を検証しております。また、財務部門において、時価のレベルの分類の適切性を検証しております。

時価の算定に当たっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用い、第三者から入手した相場価格を利用する場合は、評価技法及びインプットの確認や時価の時系列推移の分析等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

(有価証券関係)

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。

1. 売買目的有価証券 (2026年3月31日現在)

	当連結会計年度の損益に含まれた評価 差額 (百万円)
売買目的有価証券	△ 1

2. 満期保有目的の債券（2026年3月31日現在）

	種類	連結貸借対照表計 上額（百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）
時価が連結貸借対 照表計上額を超え るもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	1,188	1,194	6
	その他	—	—	—
	小計	1,188	1,194	6
時価が連結貸借対 照表計上額を超え ないもの	国債	96,429	81,590	△ 14,839
	地方債	—	—	—
	社債	16,023	15,799	△ 223
	その他	—	—	—
	小計	112,453	97,390	△ 15,063
合計		113,641	98,585	△ 15,056

3. その他有価証券（2026年3月31日現在）

	種類	連結貸借対照表計 上額（百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）
連結貸借対照表計 上額が取得原価を 超えるもの	株式	48,825	11,279	37,545
	債券	907	907	0
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	907	907	0
	その他	60,534	55,319	5,214
	小計	110,266	67,506	42,760
連結貸借対照表計 上額が取得原価を 超えないもの	株式	825	878	△ 52
	債券	260,647	270,794	△ 10,147
	国債	60,433	61,318	△ 885
	地方債	110,934	117,985	△ 7,051
	社債	89,279	91,489	△ 2,210
	その他	102,296	107,080	△ 4,784
	小計	363,769	378,753	△ 14,983
合計		474,036	446,259	27,776

4. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

	売却額 （百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
株式	5,650	2,532	227
債券	24,576	1,009	5,016
国債	7,151	1,009	1,872
地方債	17,424	—	3,144
社債	—	—	—
その他	63,233	3,535	111
合計	93,461	7,078	5,355

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報 (2026年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	調整額	合計
	銀行業	リース業	計			
預金・貸出業務	885	—	885	—	—	885
為替業務	1,411	—	1,411	—	—	1,411
証券関連業務	111	—	111	—	—	111
代理業務	919	—	919	—	—	919
保護預り・貸金庫業務	131	—	131	—	—	131
その他業務	5,335	—	5,335	383	—	5,718
顧客との契約から生じる経常収益	8,794	—	8,794	383	—	9,177
上記以外の経常収益	51,330	8,482	59,813	0	△ 118	59,694
外部顧客に対する経常収益	60,125	8,482	68,608	383	△ 118	68,872

(注1) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、コンピュータシステムの開発・販売・保守管理業務、地域商社・農業・コンサルティング業務、投資事業組合及び投資事業有限責任組合の運営・管理業務を含んでおります。

(注2) 上記以外の経常収益の調整額△118百万円は、貸倒引当金戻入益の調整であります。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	2,672円75銭
1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額	137円52銭
潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額	105円53銭

(注) 株主資本において自己株式として計上されている株式報酬制度に係る信託が保有する当行株式は、1株当たりの純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めており、また、1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

1株当たりの純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は2,045千株であり、1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は2,059千株であります。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる当連結会計年度における費用計上額及び科目名	
営業経費	37百万円

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当行取締役4名及び執行役員11名	当行取締役4名及び執行役員11名	当行取締役4名及び執行役員11名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 28,700株	普通株式 23,400株	普通株式 59,700株
付与日	2014年7月14日	2015年8月4日	2016年7月21日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない。	権利確定条件は定めていない。	権利確定条件は定めていない。
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない。	対象勤務期間は定めていない。	対象勤務期間は定めていない。
権利行使期間	2014年7月15日から 2044年7月14日まで	2015年8月5日から 2045年8月4日まで	2016年7月22日から 2046年7月21日まで

	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当行取締役4名及び執行役員11名	当行取締役4名及び執行役員12名	当行取締役5名及び執行役員10名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 42,200株	普通株式 51,300株	普通株式 102,600株
付与日	2017年7月21日	2018年7月20日	2019年7月24日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない。	権利確定条件は定めていない。	権利確定条件は定めていない。
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない。	対象勤務期間は定めていない。	対象勤務期間は定めていない。
権利行使期間	2017年7月22日から 2047年7月21日まで	2018年7月21日から 2048年7月20日まで	2019年7月25日から 2049年7月24日まで

	第8回新株予約権	第9回新株予約権	第10回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当行取締役6名及び執行役員10名	当行取締役6名及び執行役員12名	当行取締役5名及び執行役員14名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 127,000株	普通株式 127,100株	普通株式 138,100株
付与日	2020年7月22日	2021年7月20日	2022年7月21日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない。	権利確定条件は定めていない。	権利確定条件は定めていない。
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない。	対象勤務期間は定めていない。	対象勤務期間は定めていない。
権利行使期間	2020年7月23日から 2050年7月22日まで	2021年7月21日から 2051年7月20日まで	2022年7月22日から 2052年7月21日まで

	第 11 回新株予約権	第 12 回新株予約権	第 13 回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当行取締役 5 名及び執行役員 15 名	当行取締役 5 名及び執行役員 17 名	当行取締役 5 名及び執行役員 16 名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注)	普通株式 56,000 株	普通株式 35,400 株	普通株式 28,700 株
付与日	2023 年 7 月 24 日	2024 年 7 月 24 日	2025 年 7 月 24 日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない。	権利確定条件は定めていない。	権利確定条件は定めていない。
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない。	対象勤務期間は定めていない。	対象勤務期間は定めていない。
権利行使期間	2023 年 7 月 25 日から 2053 年 7 月 24 日まで	2024 年 7 月 25 日から 2054 年 7 月 24 日まで	2025 年 7 月 25 日から 2055 年 7 月 24 日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度 (2026 年 3 月期) において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第 1 回新株予約権	第 2 回新株予約権	第 3 回新株予約権
権利確定前			
前連結会計年度末	—	—	—
付与	—	—	—
失効・消却	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	—	—	—
権利確定後			
前連結会計年度末	5,300 株	5,500 株	20,400 株
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	2,800 株
失効・消却	—	—	—
未行使残	5,300 株	5,500 株	17,600 株

	第 4 回新株予約権	第 5 回新株予約権	第 6 回新株予約権
権利確定前			
前連結会計年度末	—	—	—
付与	—	—	—
失効・消却	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	—	—	—
権利確定後			
前連結会計年度末	19,800 株	28,100 株	66,700 株
権利確定	—	—	—
権利行使	2,800 株	5,900 株	10,300 株
失効・消却	—	—	—
未行使残	17,000 株	22,200 株	56,400 株

	第 8 回新株予約権	第 9 回新株予約権	第 10 回新株予約権
権利確定前			
前連結会計年度末	—	—	—
付与	—	—	—
失効・消却	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	—	—	—
権利確定後			
前連結会計年度末	92,300 株	96,500 株	126,200 株
権利確定	—	—	—
権利行使	12,700 株	20,000 株	19,700 株
失効・消却	—	—	—
未行使残	79,600 株	76,500 株	106,500 株

	第 11 回新株予約権	第 12 回新株予約権	第 13 回新株予約権
権利確定前			
前連結会計年度末	—	—	—
付与	—	—	28,700 株
失効・消却	—	—	—
権利確定	—	—	28,700 株
未確定残	—	—	—
権利確定後			
前連結会計年度末	54,100 株	35,400 株	—
権利確定	—	—	28,700 株
権利行使	10,400 株	4,500 株	300 株
失効・消却	—	1,100 株	600 株
未行使残	43,700 株	29,800 株	27,800 株

② 単価情報

	第 1 回新株予約権	第 2 回新株予約権	第 3 回新株予約権
権利行使価格 (注)	1 円	1 円	1 円
行使時平均株価	—円	—円	1,193 円
付与日における公正な評価単価 (注)	734 円	700 円	377 円

	第 4 回新株予約権	第 5 回新株予約権	第 6 回新株予約権
権利行使価格 (注)	1 円	1 円	1 円
行使時平均株価	1,193 円	1,193 円	1,193 円
付与日における公正な評価単価 (注)	540 円	425 円	258 円

価値と捉え、千葉銀行は「一人ひとりの思いを、もっと実現できる地域社会にする」を、千葉興業銀行は「いちばん近くで、いちばん先まで。千のしあわせを、興そう。」をパーパスに掲げて、それぞれが、又は時に両行で連携しながら様々な地域施策に取り組んでまいりました。

千葉県は首都圏に位置し、都心への良好なアクセスや豊富な雇用機会、成田空港周辺の開発による国際的なビジネス拠点化、さらには首都圏中央連絡自動車道（圏央道）などの交通網の整備も進み、人流・物流がますます活性化しています。また、千葉県は県内総生産、商業、工業、農業、さらには水産業においても全国トップレベルを誇り、豊かな自然環境や温暖な気候を生かした観光資源の活用も進んでおります。

他方で、お客さまの価値観が複雑に多様化し、行動様式も大きく変化しており、また、デジタル技術の進展、サステナビリティへの関心の高まり、原材料の価格高騰・人手不足の深刻化など社会構造が大きく変化しており、地域社会のニーズや解決すべき課題は多様化、複雑化しています。

さらには、これまで長らく続いてきた金融緩和の方針が大きく見直され、「金利のある世界」の到来により金融分野における競争が一層激化することが予想されます。加えて、生成 AI をはじめとした技術革新のスピードは速く、金融分野にビジネス機会を見いだす異業種の参入も相次いでおり、事業環境は急速に変化しています。

こうした事業環境の変化を踏まえ、両行は、将来にわたり地域経済及びお客さまに対して安定的かつ高度な金融サービスを提供し続けるためには、経営基盤の更なる強化が不可欠であるとの共通認識を深めてまいりました。

これまで以上にお客さまや地域の持続的な成長に貢献していくため、また、複雑化している地域課題の解決に向けて貢献していくため、同じ千葉県を地域基盤とする両行の本経営統合が千葉県経済の更なる発展並びに両行のパーパスの実現及び企業価値向上の実現に資すると判断し、2026年3月25日に、共同持株会社設立による経営統合を行うことについて最終的な合意に至りました。

(3) 企業結合日

2027年4月1日（予定）

(4) 企業結合の法的形式

株式移転による共同持株会社の設立

(5) 結合後企業の名称

株式会社ちばフィナンシャルグループ

(6) 取得する議決権比率

100%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

企業結合に関する会計基準上の取得決定要素に基づいております。

2. 株式の種類別の移転比率及びその算定方法並びに交付予定株式数

(1) 株式の種類別の移転比率

①千葉銀行の普通株式1株に対し、共同持株会社の普通株式1株

②千葉興業銀行の普通株式1株に対し、共同持株会社の普通株式1株

③千葉興業銀行の第2回第六種優先株式1株に対し、以下の算式により算出される株式移転比率を乗じて得た数の共同持株会社の普通株式

株式移転比率=20,000円/千葉銀行の普通株式の平均株価

④千葉興業銀行の第2回第七種優先株式1株に対し、以下の算式により算出される株式移転比率を乗じて得た数の共同持株会社の普通株式

株式移転比率=500,000円/千葉銀行の普通株式の平均株価

(2) 算定方法

①普通株式

千葉銀行は三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社を、千葉興業銀行はみずほ証券株式会社（以下「みずほ証券」といいます。）を、第三者算定機関としてそれぞれ選定しております。

これらの第三者算定機関による算定・分析結果を踏まえて、両行間で慎重に交渉・協議を重ねた結果、株式移転比率を決定し、合意いたしました。

②第2回第六種優先株式

みずほ証券からの助言を得ながら両行間で慎重に交渉・協議を重ねて決定したものであり、千葉興業銀行は、第三

者算定機関の算定書は取得していません。

③第2回第七種優先株式

みずほ証券からの助言を得ながら両行間で慎重に交渉・協議を重ねて決定したものであり、千葉興業銀行は、第三者算定機関の算定書は取得していません。

(3) 交付予定株式数

①普通株式

普通株式 867,743,132 株

千葉銀行の発行済普通株式総数 805,521,087 株 (2025年12月31日時点)、千葉興業銀行の発行済普通株式総数 62,222,045 株 (2025年12月31日時点) に基づいて算出しております。但し、両行は、本株式移転の効力発生日までに、現時点で保有し又は今後新たに取得する自己株式のうち実務上消却可能な範囲の株式を消却する可能性があり、共同持株会社が発行する上記新株式数は変動することがあります。なお、上記新株式数に千葉興業銀行の第2回第六種優先株式の株主及び第2回第七種優先株式の株主に対して交付する共同持株会社の普通株式の数は含まれておりません。

②第2回第六種優先株式

共同持株会社は、千葉興業銀行の第2回第六種優先株式の株主の所有する千葉興業銀行の第2回第六種優先株式数の合計数に、上記株式移転比率を乗じて得た数の共同持株会社の普通株式を交付します。

③第2回第七種優先株式

共同持株会社は、千葉興業銀行の第2回第七種優先株式の株主の所有する千葉興業銀行の第2回第七種優先株式数の合計数に、上記株式移転比率を乗じて得た数の共同持株会社の普通株式を交付します。

(共通支配下の取引等)

子会社株式の追加取得

1. 取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容

結合当事企業の名称	事業の内容
千葉総合リース株式会社	リース業
ちば興銀コンピュータソフト株式会社	コンピュータシステムの開発・販売・保守管理業務

(2) 企業結合日及び企業結合の法的形式

結合当事企業の名称	法的形式	企業結合日(注)
千葉総合リース株式会社	非支配株主からの株式の取得	2026年1月16日
	連結子会社からの現物配当	2026年2月6日
ちば興銀コンピュータソフト株式会社	非支配株主からの株式の取得	2026年1月16日

(注) 2026年3月31日をみなし取得日としております。

(3) 結合後企業の名称

結合後企業の名称に変更はありません。

(4) その他取引の概要に関する事項

当行グループ全体のガバナンスを強化し、グループ一体での経営を迅速かつ効果的に実践する体制を構築することを目的として、各連結子会社の株式を追加取得し、完全子会社化いたしました。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引等として処理しております。

3. 子会社株式の追加取得に関する事項

取得原価及びその対価の種類ごとの内訳

取得の対価 現金預け金 307百万円

取得原価 307百万円

4. 非支配株主との取引に係る当行の持分変動に関する事項

(1) 資本剰余金の主な変動要因

子会社株式の追加取得

(2) 非支配株主との取引によって増加した資本剰余金の金額

3,852 百万円

(重要な後発事象)

(第1回第七種優先株式の取得及び消却)

当行は、2026年2月10日開催の取締役会において、第1回第七種優先株式について、金銭対価による取得条項を行使し第1回第七種優先株式の全部を取得すること、及び会社法第178条の規定に基づき第1回第七種優先株式全部の自己株式の消却を行うことを決議し、2026年4月1日に実施しております。

1. 第1回第七種優先株式の取得及び消却を行う理由

当行は、2022年1月に公表しました長期財務基盤戦略において、2026年度末までに優先株式発行比率を30%未満に縮減することを表明し、その後着実に優先株式残高を削減することで、当該計画を前倒しで達成しております。そして、当行は、足元の業績が順調に推移していること、また、当行が安定的な自己資本比率の維持として考えております8%台の水準を上回っていることなどから、引き続き優先株式の縮減を進め、2027年度末までに優先株式発行比率を20%未満に縮減することを目指しております。

当行は、2026年3月25日開催の取締役会において、当行及び株式会社千葉銀行の株主総会の承認及び関係当局の認可等を得られることを前提として、共同株式移転の方式により2027年4月1日をもって両行の完全親会社となる「株式会社ちばフィナンシャルグループ」を設立すること（以下「本株式移転」といいます。）、並びに共同持株会社の概要及び本株式移転の条件等について決議しており、上記目標を前倒しで達成するために、今般第1回第七種優先株式を全部取得いたしました。

2. 取得及び消却対象株式の種類	第1回第七種優先株式
3. 取得及び消却対象株式の総数	481,500 株
4. 株式の取得価額の総額	24,076,189,305 円
5. 取得方法	全第1回第七種優先株主に対する通知にて行う金銭を対価とする取得条項の行使による取得
6. 取得及び消却日	2026年4月1日